

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年9月10日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関	監査実施年月日
県立坂東総合高等学校	平成31年3月1日
○ 監査の結果 農産物販売に係る現金の取扱いについて，日曜日に領収した176万円を翌日に指定金融機関へ払込まなかったことは適切でない。	
○ 措置状況 払込みを失念したことは，会計事務処理の迅速かつ着実な執行に対する認識の甘さと，業務における優先順位に対する意識の低さが原因である。 今後は業務の優先順位を確認するとともに，予定板により事務室全員で情報を共有し適切に対応できる体制を整え，再発防止を図る。	